

令和4年度

第30回山形県民スポーツフェスティバルにおける

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する

ガイドライン

山形県民スポーツフェスティバル実行委員会

競技団体が実施すること

1 大会前の感染者発生の場合

大会前に大会参加者に陽性者が確認された場合には、保健所や医療機関の指示に従うとともに県事務局に報告する。

2 大会後の感染者発生の場合

大会役員及び参加者が大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した報告を受けた場合、保健所や医療機関の指示に従うとともに県事務局に報告する。

3 感染防止対策責任者の配置について

会場における感染防止対策責任者を配置し、定期的に巡回し、大会参加者の感染防止対策を徹底させる。また、以下の業務を行うこと。

- (1) 大会参加者への指導
- (2) 定期的な消毒
- (3) 会場の換気

4 ガイドラインの内容の周知と当日用チェックリスト（様式1～4）の配布について

大会参加者へガイドラインの内容を伝え、当日用チェックリスト（様式1～4）の配布する。（山形県広域スポーツセンターのサイトからもダウンロード可）

URL：<https://www.spo-net-yamagata.com/suporec/index.html>



5 感染症対策の確認について

「主催者用チェックリスト」を使用して、感染症対策を確認し、不備がある場合は、対応する。

6 当日の受付について

競技団体は、大会当日の受付時に大会参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するために、以下に配慮する。

- (1) 手指消毒剤を設置すること。
- (2) 貼紙などにより注意を促すこと。
例「発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場できません」
- (3) 人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンを準備し、対応する。（経費的に可能な場合）
- (4) 周囲の人となるべく距離 {できるだけ2mを目安に（最低1m）} を開ける。可能であれば、目安となるラインを引いたり、テープを貼ったりする。

7 受付時の体調の確認について

- (1) 大会当日の体温

会場に入る直前に大会役員及び大会参加者の検温を行う。

※個人競技の場合は、大会役員が検温を行う。

※団体競技の場合は、監督が検温を行う。

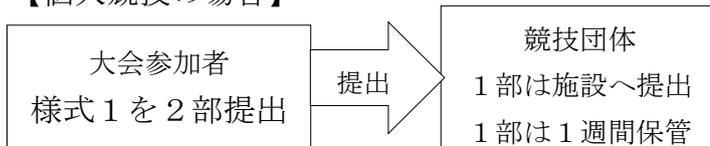
発熱者（37℃以上を目安）がないこと、かつ体調不良者がいないことを確認する。

(2) チェックリストを2部（施設用と競技団体用）回収する。

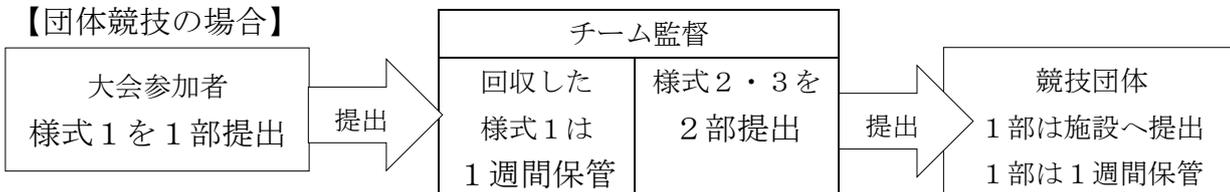
※県総合運動公園は1部で可。

(大会前1週間における以下の事項の有無)

【個人競技の場合】



【団体競技の場合】



=受付担当が留意すること=

※団体競技の監督に、回収した様式1を大会後1週間保管するように伝える。

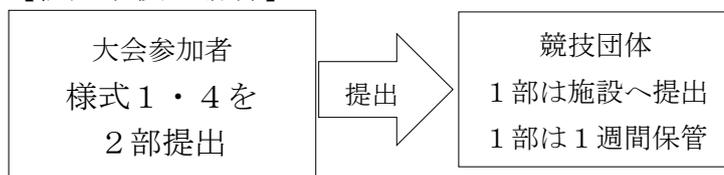
※団体競技の監督には、必要に応じて、回収した様式1の提出も求める。

※県体育館を使用する団体は、県体育館指定の様式を回収する。

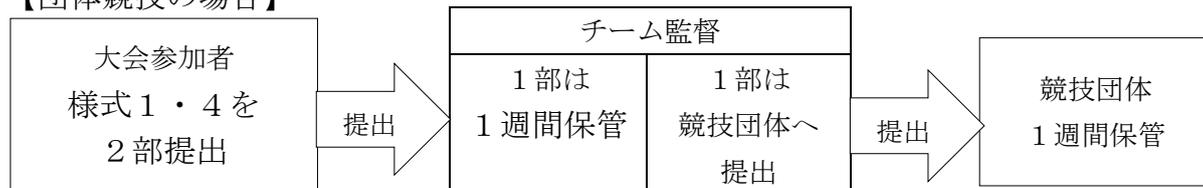
※万が一忘れてきた人に対応するために、各様式の予備を用意しておく。

【大会1週間前に政府の緊急事態宣言やまん延防止重点措置の対象区域、山形県が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域への出張・通勤・通学がある場合】

【個人競技の場合】



【団体競技の場合】



8 開閉会式について

大会参加者同士が密な状態にならず、2 m以上の距離を確実に取ることができる場合、開閉会式の実施を認める。

9 観客について

(1) 観客の入場について

会場の広さや観客席の有無、屋内外の別等を踏まえて、観客同士が密な状態にならず、2 m以上の距離を確実に取ることができる場合、及び競技団体が以下のような対応が可能な場合は、観客の入場を認める。

①観客用の入場受付を設置し、入場前に当日の体温の検温を行うこと。また、不織布マスクを着用しているか確認すること。

②当日、受付でチェックリスト（様式1）を2部（事務局用・施設用）記入させること。

③観客の出入り口を1か所にして管理するなど、自由に出入りができないようにすること。

※上記の対応が部分的に不可能な場合は、参加者家族のみに限定したり無観客としたりするなど、観客の入場に制限を設ける。

※政府の緊急事態宣言やまん延防止重点措置の対象区域、山形県が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域に在住している観客の入場は、認めない。

(2) 観客への留意事項について

観客についても競技団体として以下の感染症対策を徹底させること。

①不織布マスクを着用すること。

②大きな声での会話や声援による応援はせず、拍手での応援に限定する。

③観戦マナー、観戦時の留意事項について掲示を行う。

④感染防止のために競技団体が決めたその他の措置の遵守、競技団体の指示への協力、各施設が定めている感染防止対策の指示に従うこと。

10 大会会場の換気について（大会を屋内で実施する場合）

原則、常時開放とする。

※常時開放できない競技は、30分に1回は窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

11 使用マスクについて

(1) 大会参加者が不織布マスクを準備しているか確認する。

(2) 持っていない参加者のために、不織布マスクを準備する。

(3) 参加受付、着替え等の競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用するよう指導する。

(4) マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があること、熱中症のリスクがあることに留意し、適宜周知する。

12 更衣室・休憩・待機スペースでの留意事項

- (1) 更衣室と休憩・待機スペースは分けて設置する。
(感染リスクが比較的高いと考えられるため)

設置の際の配慮事項

- ・広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける。
- ・一度に入室する大会参加者の数を制限する。
- ・ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、いす等については、可能限り定期的に消毒する。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

13 洗面所（トイレ）の管理における留意事項

(感染リスクが比較的高いと考えられるため)

- (1) トイレ内のドアノブ、レバー等については、可能限り定期的に消毒する。
- (2) トイレのふたを閉めて汚物を流すように表示する。
- (3) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- (4) 大会参加者にはマイタオルを持参させ、共有しない。
- (5) 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。